

令和8年度

県営住宅(山田団地外)住宅用火災警報器更新工事

図面番号	図面リスト
E-01	特記仕様書
E-02	案内図・配置図①
E-03	案内図・配置図②
E-04	工事取付箇所リスト・警報器仕様書
E-05	金谷団地空家状況
E-06	山田団地住宅用火災警報器取付図
E-07	金谷団地住宅用火災警報器取付図

電気設備改修工事 特記仕様書

I. 工事概要

県営住宅（山田団地外）住宅用火災警報器更新工事

1. 工事場所

青森県むつ市山田町地内、青森県むつ市松山町地内

2. 建物概要

建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積(m ²)	消防法施行令別表第一の区分	施設の種類	備考
山田団地	木造	2階	2224.68㎡	5項（ロ）	共同住宅	4棟30戸
金谷団地	木造	2階	4258.80㎡	5項（ロ）	共同住宅	12棟78戸

3. 工事種目（●印の付いたものを適用する。）

工事種目	建物別及び屋外	工事種別	備考
	山田団地	金谷団地	屋外
○電灯設備			
○動力設備			
○電気自動車用充電設備			
○電熱設備			
○雷保護設備			
○受変電設備			
○電力貯蔵設備			
○発電設備			
○構内情報通信網設備			
○構内交換設備			
○情報表示設備			
○映像・音響設備			
○拡声設備			
○誘導支援設備			
○テレビ共同受信設備			
○監視カメラ設備			
○駐車場管制設備			
○防犯・入退室管理設備			
●火災報知設備	改設一式	改設一式	
○中央監視制御設備			
○			
○			
○構内配電線路			
○構内通信線路			
○			
○			
○			

4. 指定部分

○なし
○あり

範囲： 工期：令和 年 月 日

II. 工事仕様

1. 共通仕様

図面及び本特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、●印が付いたものを適用する。
●公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和7年版）（以下「標準仕様書」という。）
●公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和7年版）（以下「改修標準仕様書」という。）
●公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和7年版）（以下「標準図」という。）

2. 特記仕様

特記事項は、●印の付いたものを適用する。
●印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
●印と※印の付いた場合は、共に適用する。

章	項目	特記事項
一般	○1. 適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ○風圧力 風速（V ₀ = ） 地表面粗度区分（ ） ○積雪荷重 建設省告示第1455号における区域別表（ ）
	○2. 電気工事士	最大電力500kW以上の場合においても、第1種電気工事士により施工を行う。
	●3. 機材の品質等	（1）本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 （2）下表に機材名が記載された製造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たす証明となる資料を提出して監督職員の承諾を受ける。 ただし、次の①から⑥すべての事項を評価された事を示す外部機関が発行する書面を提出し、監督職員の承諾を受けた場合は、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。

●4. 環境への配慮

一般

共通

工事

○5. 他工事との取合い

○6. 耐震施工

事項

機材名

LED照明器具（一般屋内用に限る。）

照明制御装置

可変速運転用インバータ装置

分電盤

制御盤

キュービクル式配電盤

高圧スイッチギヤ（CW）

高圧スイッチギヤ（PW）

高圧交流遮断器

高圧変圧器（特定機器）

高圧進相コンデンサ

高圧限流ヒューズ

高圧負荷開閉器

交流無停電電源装置（常時インバータ給電方式（簡易型）を除く。）

太陽光発電装置（パワーコンディショナ及び系統連系保護装置）

監視カメラ装置

中央監視制御（監視制御装置）

注*

JIS C 62271-200による高圧スイッチギヤ（図～）を含む。
JIS C 62271-200による高圧スイッチギヤの製造業者等は、上記（2）①～⑥すべての事項を満たす証明となる資料を提出して監督職員の承諾を受ける。
ただし、JEM1425による高圧スイッチギヤ（CW）/（PW）【*を付した機材名を記載】について上記（2）①～⑥すべての事項を評価されたことを示す外部機関が発行する書面を提出し、監督職員の承諾を受けた場合は、「①品質及び性能に関する試験データを整備していること。」を除き、証明となる資料等の提出を省略することができる。

（1）本工事中において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和8年2月閣議決定）」に定める特定調達品目「公共工事」の品目を調達する場合は、判断の基準等を満たすものとする。

（2）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。
①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発生が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
③接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含むしない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。
④①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発生が極めて少ない材料を使用したものとする。

施工範囲

図面に特記なき場合は、「工事区分表」による。

（1）設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針・2014年版」（独立行政法人建築研究所監修）により、次に示す設計用地震力に耐える方法とする。
ただし、重量1kN以下の一般機器について、製造者の指定する固定方法を採用する場合はこの限りではない。

①設計用水平地震力
機器の重量[kN]に、地域係数(1.0)及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合は設計用標準水平震度は次による。

	機器種別	特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
屋上及び塔屋	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
地階・1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

・上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。
・中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しない階とする。
・水槽類には燃料小出タンクを含む。
・重要機器は次のものを示す。
○配電盤
○発電装置（防災用）
○直流電源装置
○交流無停電電源装置
○交換装置
○自動火災報知受信機
○中央監視制御装置
○
○

②設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

（2）横引き配管等の耐震支持は、施設の耐震安全性の分類に応じたものとする。

（3）1kNを超える機器のアンカー類については耐震支持に対する計画書を提出する。

○7. 石綿含有製品調査

イ) 撤去機器、器具等について石綿含有製品調査を行い、監督職員に報告する。
調査範囲（○
調査方法（○型式確認の上、製造者へリテラ）
ロ) 下記の石綿含有製品の定性分析調査を行うものとし、採取部位及びサンプル数は監督職員と協議する。
なお、調査にかかる費用は、○本工事○別途とする。
○
※別契約の関係受注者が定置したものは無償で使用できる。
○本工事で設置する。（○図参照）
「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(1)手すり据置方式又は(2)手すり先行
○材料、撤去材等の運搬方法（建築工事編2.2.1 表2.2.1による。）
種別 ○A種 ○B種 ○C種 ○D種 ○E種
○仮設間仕切り
種別 ○A種 ○B種 ○C種
○既設部分の養生
○行う（○ビニルシート等 ○
○行わない
50Hz
はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に走査式埋設物調査を行い、監督職員に報告する。
また、金属探知により電源供給の停止ができる附属装置を使用する。
イ) 放射線透過検査等による埋設物の調査
ロ) 範囲は監督職員の指示によるものとし、費用は別途とする。
イ) あと施工アンカー 接着系アンカー（接着剤（有機系））
金属拡張系アンカー（本体打込み式）
性能確認試験 ○行う ※行わない
施工後確認試験 ○行う ※行わない
機器撤去後の天井、壁及び床等の補修は既存仕上げと同等の補修とする。
施工に際し既存設備、施設等に損害を及ぼした場合は、原状に復旧する。
イ) 屋外機器及び屋外の配管に使用する支持金物（ボルト類）はステンレス製（SUS304）とし、屋外機器のアンカーボルトのナットにはナットキャップ（樹脂製）を取り付ける。
ロ) 振動を伴う機器の支持金物のナットはダブルナットとする。
○下記盛類の改造等は、製造者等による作業とする。
○分電盤 ○制御盤 ○受変電盤 ○
○盛類の改造前と改造後に関連する器具類、回路等の動作確認試験を行い、試験成績書を監督職員に提出する。
○盛類の工事完了後に、単線結線図の更新を行う。
各機器の個別運転後に下記の設備について総合動作試験を行い、試験成績書を監督職員に提出する。
○照明制御装置 ○受変電設備 ○電力貯蔵設備
○発電設備 ○駐車場管制設備 ○防犯・入退室管理設備
○中央監視制御設備 ○火災報知設備
新設する電線類は、図面に「EM-○○」の記載がなくとも、EM電線、EMケーブルを使用する。
EM-高圧架橋ポリエチレンケーブルは、JCS 4395「6600V架橋ポリエチレンケーブル（3層押出型）」によるものとする。
屋外でEM-高圧架橋ポリエチレンケーブル相互の接続又は端末処理を行う場合は、端部にシュリンクバック対策を施す。
屋外、及び地下ビットで使用する厚鋼電線管のうち特記のないものは「内外面溶融亜鉛めっき（めっき付着量300g/㎡以上）」仕上げとする。
合成樹脂製可とう管はPF管（一重管）とし、温度による分類はタイプ-2.5とする。
分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは、監督職員の承諾を受けて、変更してもさしつかえない。
床版で断熱材打込み部分は、断熱材用インサートとする。
○金属製（ステンレス、新金属も含む） ○樹脂製
○アルミ製 ○銅合金製
水平調整付プレート（空転防止リング付）とする。
外部ネットワークと接続する制御システム
○あり（対象設備 ○受変電設備 ○構内情報通信網設備
○中央監視制御設備 ○
○なし
外部ネットワークと接続する箇所の不正アクセス防止対策
○ファイアウォール ○統合脅威管理(UTM)
盤・キャビネットの錠の鍵
○製造者の標準鍵
○鍵の指定あり
対策機器（○分電盤 ○制御盤 ○キュービクル ○端子盤
○通信キャビネット ○
○
図面に特記なき場合は、表1「接地極一覧表」による。
○キュービクル、分電盤、制御盤等のキャビネットの仕上げ
※製造者の標準色仕上げとする。
○下記部位に取付けるものは、指定色仕上げとし、それ以外は製造者の標準色仕上げとする。
○屋外 ○屋内（○
○居室 ○
○
図面に特記なき場合は、表2「機器取付高さ」による。
外部に面する壁、天井で建築工事でF版（スタイロフォーム等）打込み箇所に取付ける位置ボックスなどは保温、結露防止処理を行う。

○30. 呼び線

○31. 本受電後の基本料金

各

○1. タンブラスイッチ

○2. ○Aフロア用配線器具の重

○3. ハネジジョイント用0Aケーブル

○4. 人感センサ用プレート

○5. ターミナルユニット付リモコンリレー

○6. LED照明器具

○7. 一般照明の照度測定

○8. 分電盤

○9. 制御盤

長さ1m以上の入線しない管路には、1.2mm以上のEM-IE電線を挿入する。
○計上する（想定契約電力 kW、想定期間 ヶ月間）
○計上しない

ネーム付きとする。
○アルミ製 ○樹脂製

特記の無いハネジジョイント用0Aケーブルは次の仕様とする。
2P15A（接地極付抜形）×4コ×3m（ケーブル付）通電表示灯付
照明の人感センサ制御を行う部屋には、下記の注意プレートを設置する。
材質：アクリル 文字：印刷文字 寸法：W=180mm程度、H=50mm程度
参考文例：「人の動きを検知して点灯します。一定時間動きがなければ消灯しますので、その際は再度身体を動かしてください。」
注意プレート設置室：○便所（計 枚）○（計 枚）
天井内に取付けるターミナルユニット付リモコンリレーの設置場所は、原則として点滅系統内の第1照明器具近傍とする。
ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議する。
LED照明器具の制御装置記号が特記されていないものは「一般形(LN)」とする。
照度測定箇所は監督職員との協議による。
○分電盤の分岐回路に使用する配線用遮断器及び漏電遮断器は、JIS協約形の1Pサイズ(100V2P1E, 200V2P2E)とする。
○埋込形分電盤からの立上り予備配管は、予備の配線用遮断器4個以下の場合（PF22）を1本、5個以上の場合（PF22）を2本、天井まで立上げる。
配管バンドとなる負荷には接地端子を設けなくともよい。

表1「接地極一覧表」
接地極の種類は下記を標準としEBの長さは1,500mmとする。ただし、D=10は1,000mm、W=30は1,200mmとする。又、装柱機器及び屋外用接地極の埋設は不要とする。

接地極の種類	記号	接地抵抗値	接地極の規格、数量
○雷保護用接地	ELA	Ω以下	EP×2
○雷保護用接地	ELA	Ω以下	EB（D=14又はW=40）×3連一組
○共同接地	EAE、ELH	10Ω以下	EB（D=14又はW=40）×3連一組
○共同接地	EAE、EC、ED	10Ω以下	EB（D=14又はW=40）×3連一組
○A種接地	EA	10Ω以下	EB（D=14又はW=40）×3連一組
○B種接地	EB	Ω以下	EB（D=14又はW=40）×2
○C種接地	EC	10Ω以下	EB（D=14又はW=40）×3連一組
○D種接地	ED	100Ω以下	EB（D=14又はW=40）×1
○漏電遮断器回路	EFL	500Ω以下	EB（D=14又はW=40）×1
○構内交換機（機用）	EJ	10Ω以下	EB（D=14又はW=40）×3連一組
○本配線盤の保安装置	EAL	10Ω以下	EB（D=14又はW=40）×3連一組
○電話引込口の保安器	EIL	100Ω以下	EB（D=14又はW=40）×1
○アンテナ保安器	EIL	100Ω以下	EB（D=14又はW=40）×1
○拡声増幅器	EOL	100Ω以下	EB（D=14又はW=40）×1
○防犯装置用	ES	Ω以下	EB（D=14又はW=40）×3連一組
○			
○測定用補助接地極	Eo	—	EB（D=10又はW=30）×1
○避雷器用（低圧用）	EIL	10Ω以下	EB（D=14又はW=40）×3連一組
○避雷器用（高圧用）	ELH	10Ω以下	EB（D=14又はW=40）×3連一組
○避雷器用（モデム用）	EMO	100Ω以下	EB（D=14又はW=40）×1

表2「機器取付高さ」

機器	測点	取付高(mm)	機器	測点	取付高(mm)		
共通	積算用計器	地上～窓中心	1,800～2,000	電	集合保安装置	天井～上端	200
共通	引込開閉器	床～中心	1,800～2,200	端子盤	床～中心	1,500 (上限1,900以下)	
電	分電盤	床～中心	1,500 (上限1,900以下)	壁付電話機	床～中心	1,300	
	スイッチ（一般）	床～中心	1,300	壁付アクト（一般）	床～中心	300	
	スイッチ（ハットリットル）	床～中心	1,100	壁付アクト（和室）	床～中心	150	
	スイッチ（和室）	床～中心	1,200				
灯	コンパクト（一般）	床～中心	300	時計掛時計	床～中心	1,500 (上限1,900以下)	
	コンパクト（和室）	床～中心	150	壁付時計	床～中心	天井高×0.9	
	コンパクト（台所）	台～中心	150～200	壁付形スイッチ	床～中心	天井高×0.9	
	コンパクト（厨房）	床～中心	800～1,000	壁付フタ付き	床～中心	1,300	
	コンパクト（車庫）	床～中心	1,300	情報表示器	床～中心	天井高×0.9	
	コンパクト（機械室）	床～中心	500～1,000	壁付発信機	床～中心	1,300	
	コンパクト（屋外）	地上～中心	1,000～1,300	ヘルプラー・チャイルド	床～中心	2,300	
	フラット（一般）	床～中心	2,100～2,300	壁付押ボタン（一般）	床～中心	1,300	
	フラット（路場）	床～中心	2,000～2,500	テレビモニター（観覧）	床～中心	1,400	
	フラット（鏡上）	鏡上端～中心	150	テレビモニター（子機）	床～中心	約1,350	
動力	壁掛形制御盤	床～中心	1,500 (上限1,900以下)	壁付モニター（一般）	床～中心	1,300	
	開閉器箱	床～中心	1,500	壁付アクト（一般）	床～中心	1,300	
	制御用スイッチ	床～中心	1,300	機器収容箱	天井～上端	200	
電保護	試験用接地端子箱	床～下端	800	機器収容箱(EPS)	床～中心	1,500 (上限1,900以下)	
				テレビ端子（一般）	床～中心	300	
受変電	接地端子箱	床～中心	500	テレビ端子（和室）	床～中心	150	
				受信機	床～操作部	800～1,500	
				制御受信機	床～操作部	800～1,500	
				機器収容箱	床～操作部	800～1,500	
誘導支援等	呼出しボタン（ハットリットル用）	床～中心	900、400 (各1個)	発信機	床～操作部	800～1,500	
	壁付モニター（観覧）	床～中心	1,300	表示灯	床～中心	2,100	
	壁付モニター（玄関用）	床～中心	1,100	警報ベル	床～中心	2,300	
	廊下表示灯（復旧タイプ付）	床～中心	1,300	液化石油ガス用（経費）	床～上端	300	
	スイッチ（車椅子用）	床～中心	1,100	都市ガス用（経費）	天井～上端	150	
	コンパクト（車椅子用）	床～中心	900	都市ガス用（重資）	床～上端	300	

備考）天井高3,000mm以上の場合及び上記取付高さにおいて機器の使用に支障が生じる場合は、監督職員と協議する。

県営住宅（山田団地外）住宅用火災警報器更新工事

電気設備改修工事 特記仕様書

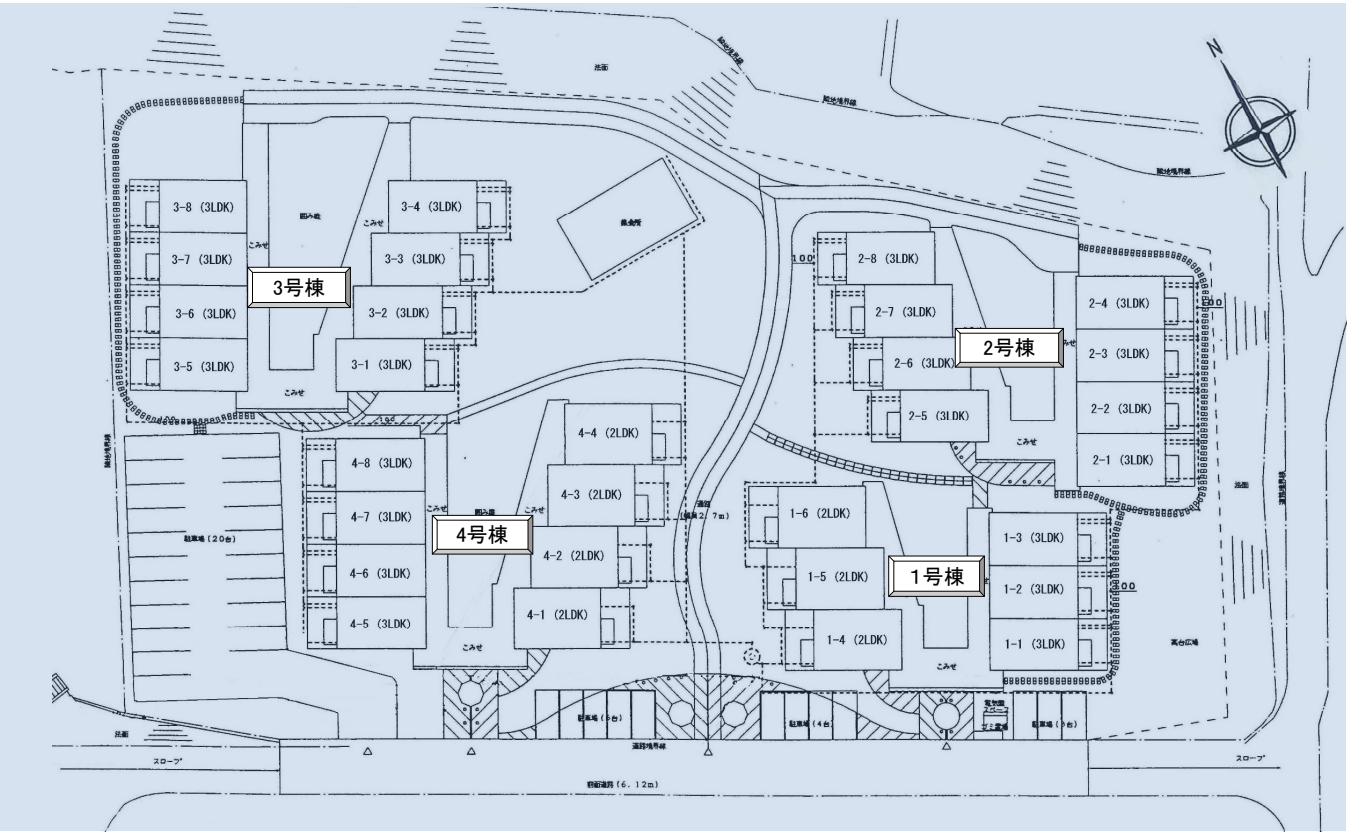
青森県下北県土整備事務所 建築指導課

令和 8年 7月

E-01

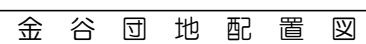


山田団地案内図 (むつ市山田町地内)



山田団地配置図

令和8年度	備考	青森県下北県土整備事務所 建築指導課 むつ市中央一丁目1番8号 TEL 0175-22-8581 (内線276) FAX 0175-22-9540	審査	担当	工事名	県営住宅（山田団地外）住宅用火災警報器更新工事	縮尺	図面番号
					図面名称	案内図・配置図①		



令和8年度	備考	青森県下北県土整備事務所 建築指導課 むつ市中央一丁目1番8号 TEL 0175-22-8581（内線276） FAX 0175-22-9540	審査	担当	工 事 名	県営住宅（山田団地外）住宅用火災警報器更新工事	縮 尺	図面番号
					図面名称	案内図・配置図②	NON	E-03

県営住宅(山田団地外)住宅用火災警報器更新 工事取付箇所リスト・警報器仕様書

1. 住宅用火災警報器取付箇所リスト

団地名	管理戸数	取り付け個数	住戸タイプ	住棟名	戸あたりの個数	戸数	取付個数	備考
金谷	78	153	2DK	1-3号棟	3	15	45	
	設置戸数 48		2DK	4-6号棟	3	15	45	
			2DK	7号棟	3	2	6	
			2DK	8・9号棟	3	7	21	
			3DK	10-12号棟	4	9	36	
山田	30	106	2LDK・3LDK	1号棟	2・4	3・3	18	
			3LDK	2号棟	4	8	32	
			3LDK	3号棟	4	8	32	
			2LDK・3LDK	4号棟	2・4	4・4	24	

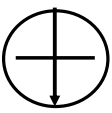
※金谷団地の空家は、火災警報設備を設置しない。(金谷団地11-3は除く)
※山田団地は空家を含め、全ての住戸に設置する。

2. 火災警報器の仕様

名 称	住宅用火災警報設備
電 源	電池式(リチウム電池)
電池寿命	10年
そ の 他	警報停止機能付(引きひも又はボタン式)電池切れ、故障時の異常警報付き。 日本消防検定協会の住宅用防災警報器の検定合格表示があるもの。
取付場所	各棟、居室(洋室・和室)、階段室天井面

令和8年度	備考 _____ _____ _____ _____	青森県下北県土整備事務所 建築指導課 むつ市中央一丁目1番8号 TEL 0175-22-8581(内線276) FAX 0175-22-9540	審査	担当	工 事 名	県営住宅(山田団地外)住宅用火災警報器更新工事	縮 尺	図面番号
					図面名称	取付箇所リスト・警報器仕様書	NON	E-04

金谷団地空家状況



1号棟	1-8	1-7	1-6 空家	1-5	1-4 空家	1-3	1-2	1-1
2号棟	2-8	2-7	2-6	2-5 空家	2-4	2-3	2-2	2-1 空家
3号棟	3-8	3-7 空家	3-6	3-5 空家	3-4 空家	3-3 空家	3-2 空家	3-1
4号棟	4-8	4-7 空家	4-6	4-5	4-4 空家	4-3 空家	4-2	4-1
5号棟	5-8 空家	5-7	5-6	5-5	5-4	5-3	5-2	5-1
6号棟	6-8 空家	6-7 空家	6-6	6-5 空家	6-4	6-3 空家	6-2	6-1 空家
7号棟	7-6	7-5 空家	7-4 空家	7-3 空家	7-2 空家	7-1		
8号棟	8-6 空家	8-5 空家	8-4 空家	8-3	8-2 空家	8-1		
9号棟	9-6	9-5	9-4	9-3	9-2	9-1 空家		
10号棟	10-4	10-3 空家	10-2	10-1 空家				
11号棟	11-4	11-3 空家（設置する）	11-2	11-1				
12号棟	12-4	12-3	12-2	12-1 空家				

令和8年度

備考

青森県下北県土整備事務所 建築指導課

むつ市中央一丁目1番8号
TEL 0175-22-8581（内線276） FAX 0175-22-9540

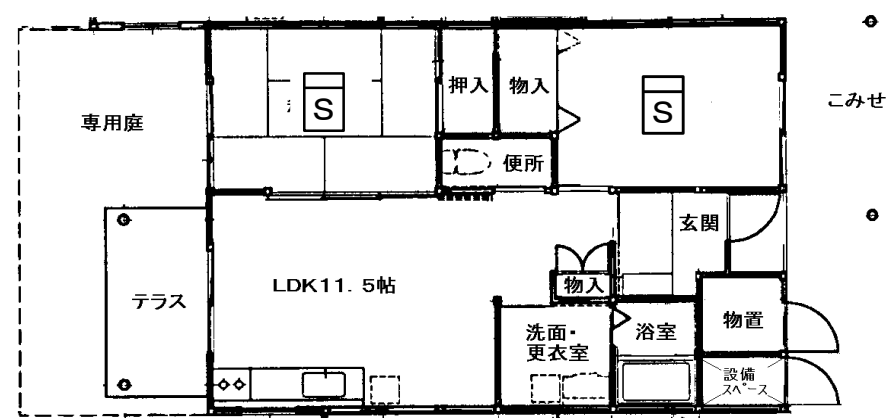
工事名：県営住宅（山田団地外）住宅用火災警報器
更新工事

図面名称：金谷団地空家状況

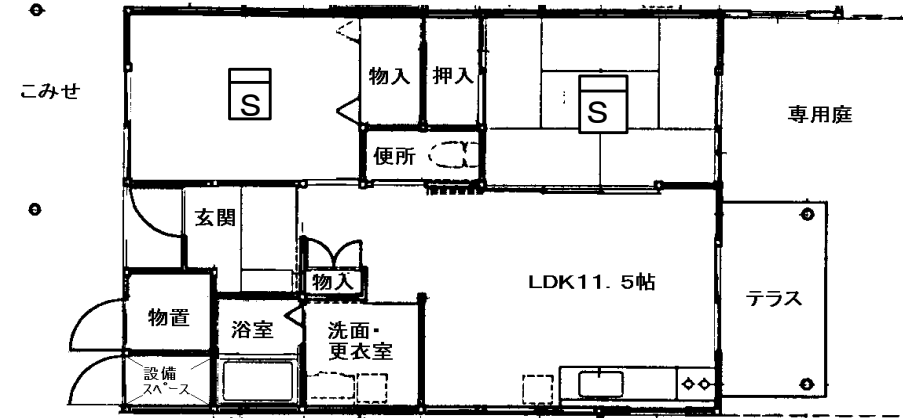
図面番号

E-05

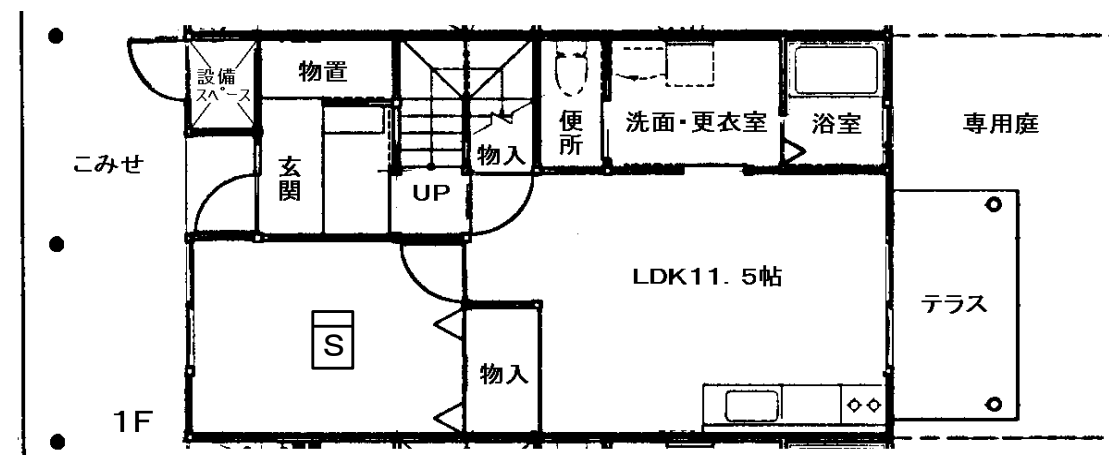
参考図



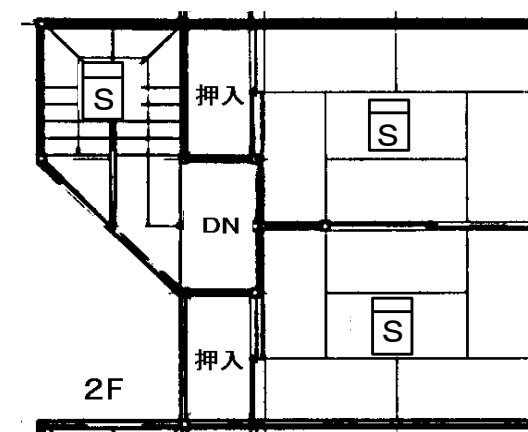
2LDK(東入)



2LDK(西入)

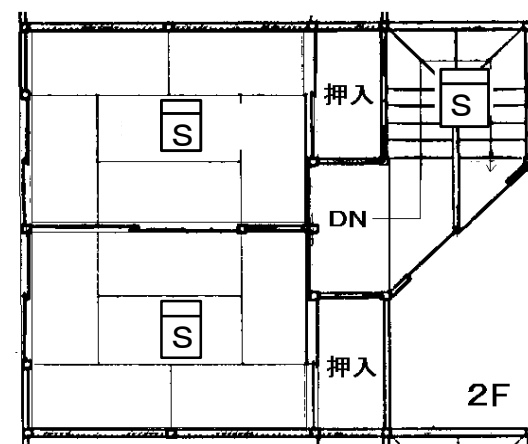


1F

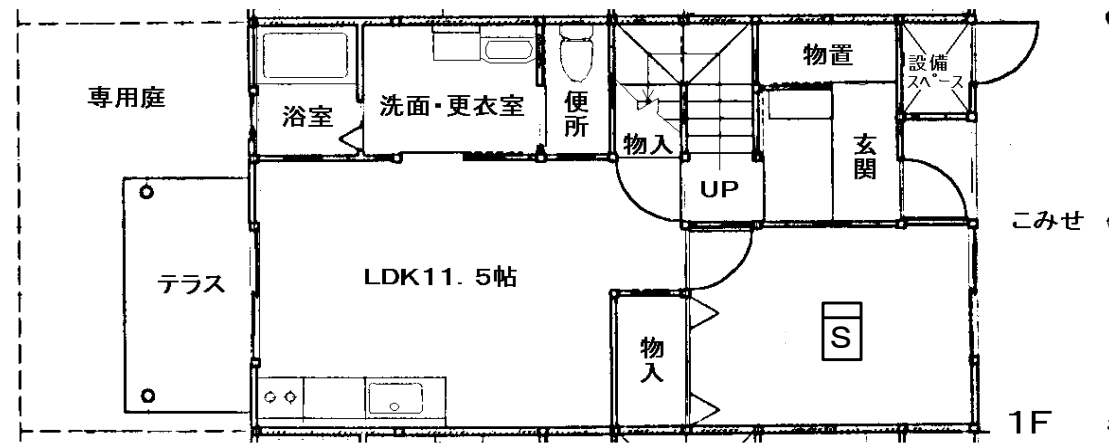


2F

3LDK(西入)



2F



1F

3LDK(東入)

S 住宅用火災警報器
(光電式2種 露出型)

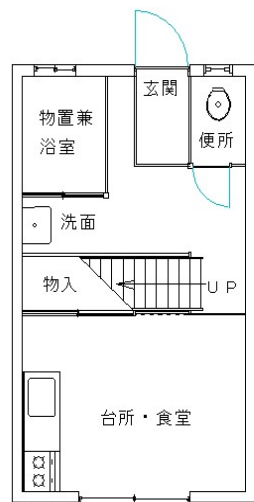
特記事項

- ・全居室及び階段に取付けを行う。
(台所・食堂・居間を除く)
- ・取付けはメーカーの指定する方法で
堅固に行う。

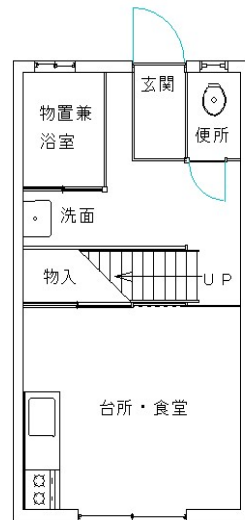
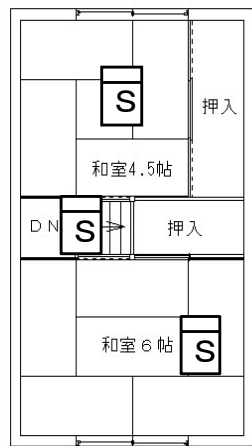
山田団地平面図

令和8年度	備考	青森県下北県土整備事務所 建築指導課 むつ市中央一丁目1番8号 TEL 0175-22-8581 (内線276) FAX 0175-22-9540	審査	担当	工事名	県営住宅(山田団地外)住宅用火災警報器更新工事	縮尺	図面番号
					図面名称	山田団地住宅用火災警報器取付図	NON	E-06

参考図



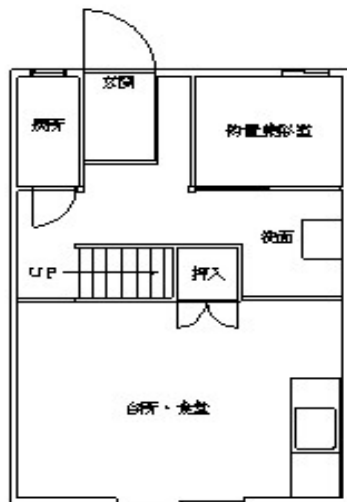
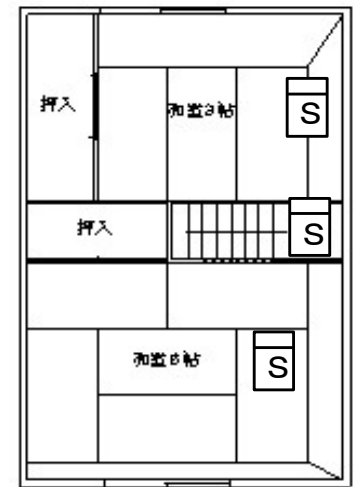
金谷団地 Aタイプ
1～3号棟



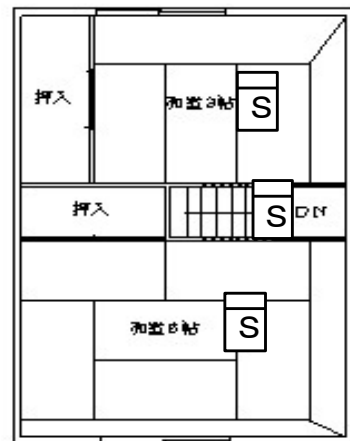
金谷団地 Bタイプ
4～6号棟



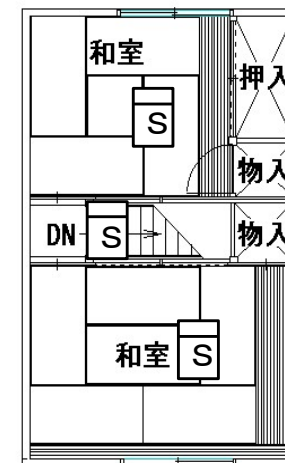
金谷団地 Cタイプ
7号棟



金谷団地 Dタイプ
8・9号棟



金谷団地 Eタイプ
10～12号棟



S 住宅用火災警報器
(光電式2種 露出型)

特記事項
・全居室及び階段に取付けを行う。
(台所・食堂・居間を除く)
・取付けはメーカーの指定する方法で
堅固に行う。

金谷 団 地 平 面 図

令和8年度	備考	青森県下北県土整備事務所 建築指導課 むつ市中央一丁目1番8号 TEL 0175-22-8581 (内線276) FAX 0175-22-9540	審査	担当	工 事 名	県営住宅(山田団地外)住宅用火災警報器更新工事	縮 尺	図面番号
					図面名称	金谷団地住宅用火災警報器取付図	NON	E-07